

酒類用紙パックのリサイクル表示ガイドライン

2017年 8月 制定

酒パックリサイクル促進協議会
印刷工業会液体カートン部会

1. 目的

本ガイドラインは、酒類用紙パックのリサイクルを一層促進するため、資源有効利用促進法ならびに容器包装リサイクル法に則り、法に基づく識別マークならびに自主的表示の識別マークに関する表示方法を定め、消費者の適切な分別排出と自治体の分別収集を円滑にすることを目的とする。

また、酒類用紙パックならではの各種情報提供を充実することによって、酒類用紙パックに対する消費者の理解を深め、分別収集物の品質向上をめざすことを目的とする。

2. 実施者

(1) 対象者

酒パックリサイクル促進協議会の会員とするが、製造事業者は非会員に対しても、趣旨を説明のうえ顧客の採用する酒類用紙パックへの表示を推進する。

(2) 取り組み

酒類用紙パックの製造事業者および利用事業者は、本表示内容について理解し、適正な運用に取り組む。

3. 表示の基準

(1) 識別マーク

- ①法令上表示しなければならない「識別マーク」は各構成部分の表記も含め遵守する。
- ②ノンアルミ酒類用紙パックに適用される自主的表示の識別マークは、飲料用紙容器リサイクル協議会の定めるガイドラインに基づき、識別マーク「紙パックマーク」および「標語」を表示する。

(2) 酒類用紙パック特有の表示

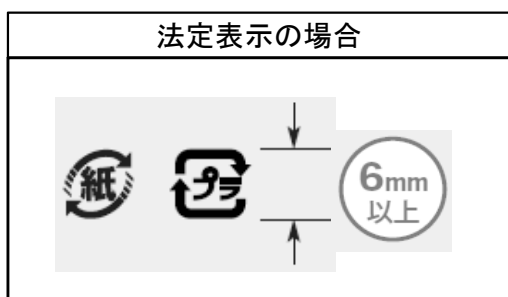
- ①消費者にリサイクル方法をわかりやすく伝えるための各種表示については、本ガイドラインに定める表示を基本として、表示するものとする。

4. 表示の位置

識別マークおよび各表示は、容器の側面で消費者に見やすい位置に行う。

5. 識別マークのサイズ

- (1) 法定表示の識別マークの様式は省令で定められており、サイズについても規定がある。
具体的には、識別マークの天地が6mm以上（印刷またはラベル貼付の場合）とする。
- (2) 自主的表示の識別マークのサイズは、「飲料用紙容器識別表示ガイドライン」に定めるサイズを原則とし、識別マークの天地は12mm以上とする。



6. 表示方法

(1) 識別マークの表示

識別マークの表示方法は、法令では各表示義務の対象となる「特定容器包装」ごとに表示することが原則となっているが、酒類用紙パックのように多重容器包装で構成される商品の場合、一括表示が認められている。一括表示を行う場合は、各構成部分の名称を識別マークに併記することが必要となる。

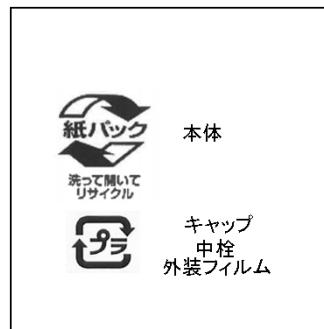
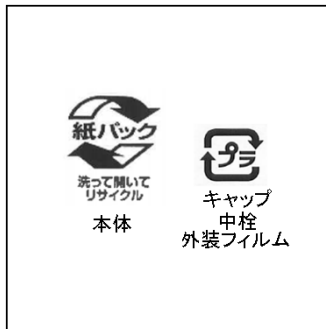


(注)；本体と分別できない「口栓」(「注ぎ口」)は、本体の一部としてとらえるため、表示する必要はない。
 分別可能な「中栓」は表示が必要。呼称は「内フタ」「プルタブ」でも良い

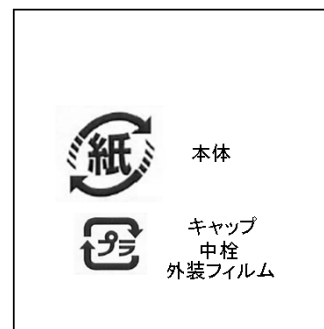
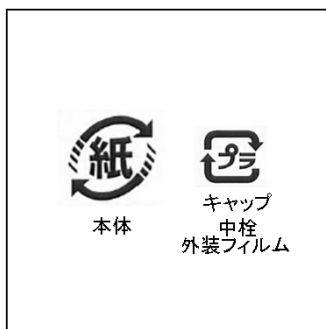
表示例

・識別マークは、ヨコに並べても、タテに並べても良い

(1) 紙パックマーク・プラマーク



(2) 紙マーク・プラマーク



(2)リサイクル促進対応の自主的表示

①ノンアルミ紙パック

1) 排出物の品質向上のための表示(任意)

- ・ 分別収集物としての品質向上のため、下記文言を使用し、識別マークに付随した位置に表示する

「飲み終わった後はすぐに洗ってください」

表示例



2) 解体表示

- ・ 下記の解体(展開)方法を表示する。(レイアウトはデザインにあわせ組み替えてもよい)
- ・ 「口栓部」は「注ぎ口」と表現しても良い。

この紙パックは良質なパルプを使用しています。リサイクルにご協力ください

リサイクルするために

①

キャップをはずす
口栓部(注ぎ口)から
ハサミを入れる
容器上部を切り離す

②

容器をよく洗う
ハサミで図の位置(貼り合わせ部)を
縦に切る
底面の周囲を切り開く

③

本体は底面を残したままりサイクルへ

容器上部は自治体の分別区分に
従ってください

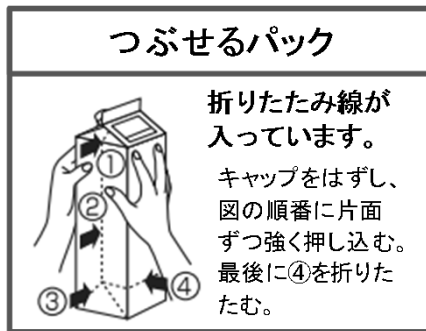
●ハサミ等でケガをしないようにご注意ください

②アルミ付き紙パック

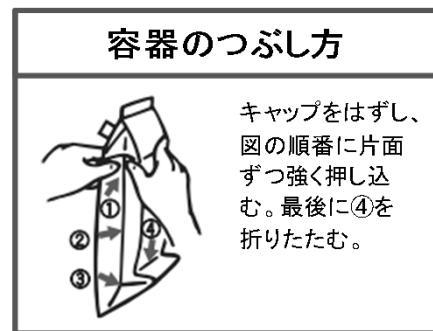
1) 排出物の減容化のための表示

- ・ 排出物の減容化のため、下記につぶし方を表示する
本体に折りたたみ用罫線が入っている場合はAタイプ、ない場合はBタイプを使用する
- ・ アルミ付き紙パックを回収している自治体やスーパーの店頭回収に出す場合もあるため、いずれのタイプにも下記のただし書きを併記する。

①A



①B



アルミ付き紙パックを回収している市町村やスーパーなどに出す場合は、それぞれの回収方法に従って、適切に処理してください。

7. 表示切替目標

- 各社において、その他表示変更や新製品発売の時期に合わせ、切替を進め、おおむね3年間(2020年まで)を目処に完了することを目標とする。

8. 改定

- 法令の改正やそれに順ずる通知等があった場合、あるいは当協議会として必要と認められる場合には、その都度内容を見直し、改定するものとする。

9. 履歴

- ・ 2017年 8月31日 制定

以上